

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 3 4 号  
2 0 1 7 年 6 月 2 1 日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 大山 隆幸殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

「鳥飼基地における通勤用自動車等の取扱い」に関する申し入れ

6月15日、標題の掲示が鳥飼車両基地の各職場に貼り出された。掲示内容によると、7月1日から通勤用の車・バイク・自転車の通り抜けを含む鳥飼基地への入構を禁止し、現在構内に駐車している社員についても10月以降は基地の外に駐車場を貸与するという内容で、交通事故や出勤遅延の防止が目的だとしている。

しかし、交通事情の悪い鳥飼基地において、自動車等の通勤手段と職場に近い駐車場の利用は社員にとって必要であると考えます。また、社員からは今回の取扱いに関して、不平と不満が噴出しており、組合として看過できない。

よって、下記の通り申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 車等の通勤を「縮小」することや、職場から離れた基地の外に駐車場を貸与することが、どうして出勤遅延防止につながるのか明らかにすること。
2. 7月以降も希望する社員については、「基地内への入構」と「基地内の駐車場利用」を認めること。

以上